

歩道橋ネーミングライツの スポンサーを募集します！

横浜市では、道路の維持管理財源の確保(※)、民間企業団体等の皆様へ地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的として、市内の歩道橋を対象にネーミングライツ事業を実施しています。

令和3年度以降も、引き続きスポンサーを募集します。

※本事業の収入は、道路の維持管理費として活用しています。

1 スポンサーメリット

スポンサーの企業名(店舗名含む)及び商品名等のいずれか及び企業ロゴを入れた愛称名を、高欄(手すり)の内側や主桁に標示することができます。

標示例については、「2 歩道橋ネーミングライツ契約の例」をご覧ください。

なお、歩道橋の構造等によって標示できる方法が異なります。

2 歩道橋ネーミングライツ契約の例

▼鶴屋町クレインズ歩道橋



▼トツカーナ東急プラザデッキ (戸塚駅西口歩道橋)



▼サクラステッキ (戸塚西口バスセンター歩道橋)



▼ティースホワイト横浜デンタルクリニック新子安歩道橋



(裏面あり)

3 契約条件(抜粋)

- ・契約料は、月額2万5千円以上(税込・千円単位)で、申込者からの提案金額です。
- ・契約期間は3年以上(最長5年まで)とし、契約の満了日は3月31日とします。
- ・愛称標示の設置、撤去・現状復旧にかかる費用は、全て申込者の負担となります。
- ・地域貢献の提案をしてください。
- ・愛称標示は各地区の景観に配慮したデザインとしてください。

4 令和3年度以降の募集

様々な企業・団体の皆様が参加しやすいよう、令和3年4月1日以降は、通年で申込みを受け付けます。契約手続きの都合上、下記の表のとおり締切日を設けます。なお、お申込みの時期によって、契約開始時期等が異なります。

締切日※		決定通知(目安)	契約開始時期(目安)
第1期締切	6月末日	10月中旬	翌年1月1日
第2期締切	10月末日	翌年2月	翌年5月1日
第3期締切	2月末日	6月中旬	9月1日

※締切日について

末日が土日祝日にあたる場合には、直前の開庁日(平日)を締切日とします。締切日を過ぎたお申込みについては、翌期の受付分とします。

年中、いつでも
申込みができるよう
になりました!



▲道路局マスコットキャラクター
ミチローくん

5 対象歩道橋

本市ホームページ上(「7 お申込み・お問合せ先」参照)に掲載します。
※対象歩道橋は、維持管理上の都合や申込状況等により随時変更します。

6 愛称使用開始までの流れ

横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会において、提案金額・期間・愛称案・地域貢献の提案等を総合的に検討し、その結果を踏まえて優先交渉権者を決定します。その後、当該施設のネーミングライツの導入についての意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約します。

【導入フロー】



7 お申込み・お問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (22階)
道路局 計画調整部 企画課
TEL: 045-671-3532 E-mail: do-event@city.yokohama.jp

▶ 詳しくは横浜市道路局企画課のホームページをご参照ください。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/douro_nr.html
(道路施設におけるネーミングライツ事業について)

横浜市道路局 ネーミングライツ

検索



▲道路局
マスコットキャラクター
ミチルちゃん

お問合せ先

道路局企画課長 桐山 大介 Tel 045-671-2746